

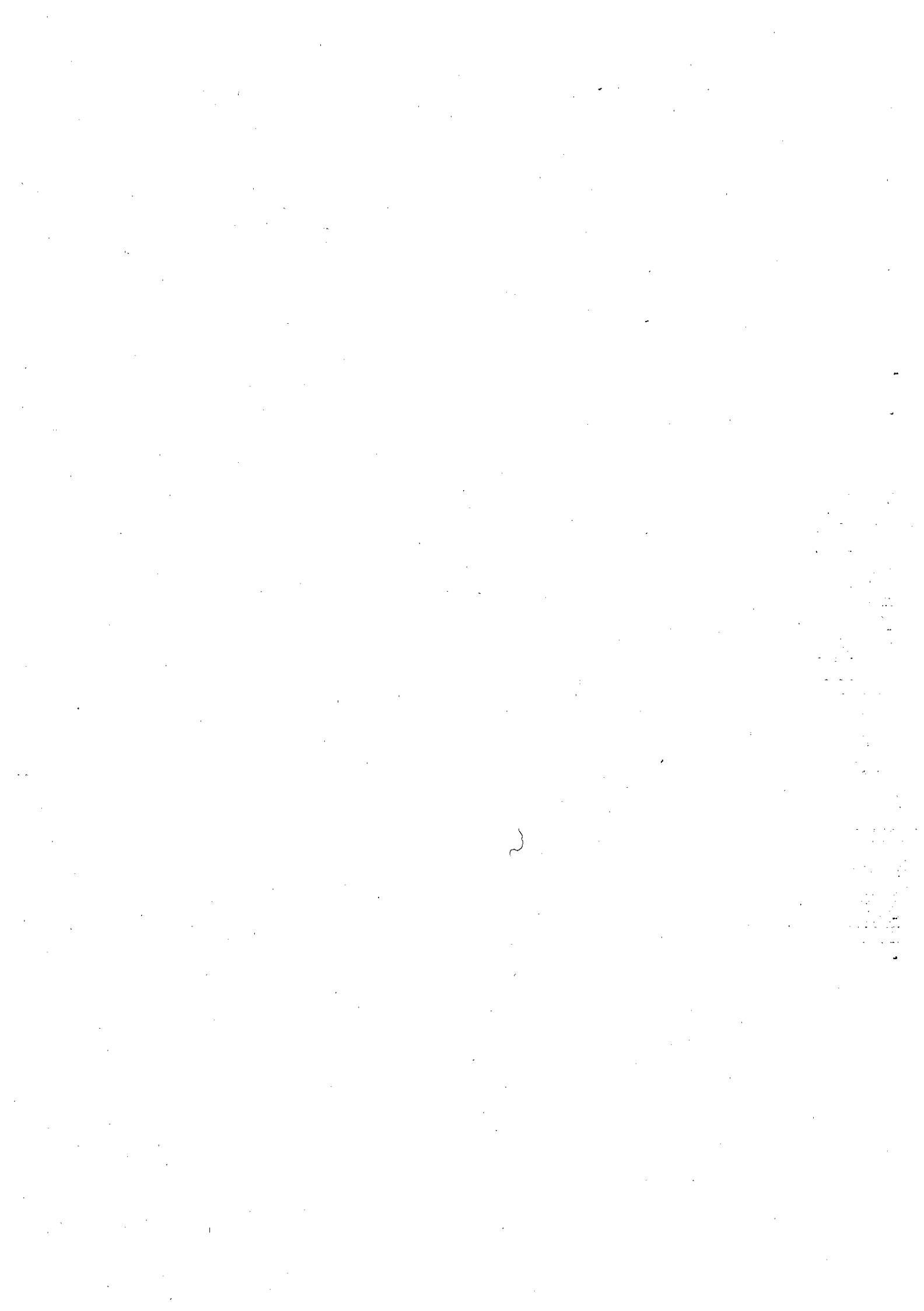
福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年9月14日)

〔件 名〕

- 1 平成27年度版鳥取県環境白書の公表について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 平成27年度 第2回湖山池会議の概要について
(水・大気環境課)・・・6
- 3 不用品の放置等防止対策に関する検討状況について
(循環型社会推進課)・・・7
- 4 全国都市緑化あいちフェア及び日比谷公園ガーデニングショーへの出展について
(緑豊かな自然課)・・・9
- 5 まちづくり関連3条例の一部改正について
(住まいまちづくり課)・・・10

生活環境部



平成27年度版鳥取県環境白書の公表について

平成27年9月14日
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、当県の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じる施策を明らかにするものである。

例年、当該年度に講じる環境施策は年度当初に公表し、県民の方々に利用いただく各種支援制度などの周知を図っており、平成27年度施策については5月に公表したところである。（5/20常任委員会で報告済）

この度、再生可能エネルギー設備導入量などに関する平成26年度の実績が取りまとまったことから、これらの内容と環境の現状を追記した平成27年度版鳥取県環境白書を県ホームページ上で公表するとともに、新聞掲載などにより積極的に県民への周知を図ることとしている。

1 鳥取県環境白書の内容

(1) 重点的な取組内容と実績等

第2次鳥取県環境基本計画に基づく実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」の6つの目標に対応させて、環境分野で重点的に取り組んでいるテーマに分類して、主な取組内容と実績及びトピックス等を掲載。（詳細は参考資料のとおり）

- I エネルギーシフトの率先的な取組み
- II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
- III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
- IV 安全で安心してくらす生活環境の実現
- V 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

(2) 環境の現状

次の主要項目の現状と課題、課題解決のための取組内容を掲載。

- 1 環境教育・環境配慮活動の推進状況
- 2 廃棄物の減量、リサイクル、適正処理
- 3 水・大気・土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況
- 4 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生状況
- 5 美しい景観の保全状況
- 6 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況
- 7 再生可能エネルギーの導入状況
- 8 酸性雨、黄砂防止対策の推進状況

(3) 平成26年度環境施策の取組実績

平成26年度に実施した各種環境施策の取組内容及び実績を掲載。

(4) 平成27年度環境施策（平成27年5月公表済）

2 県民への周知方法

○ホームページ掲載

（鳥取県環境白書ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>）

○新聞掲載

○県内図書館等への概要版の配付

1. 重点的な取組内容と実績等

I 【エネルギーシフト】エネルギーシフトの率優先的な取組み

【現状】

- ・身近にある再生可能エネルギーを利活用する設備の導入が加速し、再生可能エネルギー設備導入目標 759,050kW を上回る 800,470kW の設備導入が図られた。

主な目標指標	プラン当初 (H22末)	実績 (H23末)	実績 (H24末)	実績 (H25末)	実績 (H26末)	プラン目標 (H26末)
県内設備容量【kw】						
太陽光発電(発電事業者)	0	0	1,340	67,107	91,617	30,000
太陽光発電(非住宅)	1,839(*1)	2,040	2,556	3,688	4,299	6,000
太陽光発電(住宅)	13,878	18,796	25,961	31,683	35,638	33,000
風力発電(大型)	59,100	59,100	59,100	59,100	59,100	89,000
バイオマス(熱利用・発電)	470,802	483,438	483,814	485,888	492,068	483,000
小水力発電(1万kw以下)	74,788	75,798	75,798	76,148	76,248	76,500
水力発電(1万kw超)	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500
温泉熱利用	0	0	0	0	0	50
計	661,907(*1)	680,672	690,069	765,114	800,470	759,050

注) *1: プランの数値と異なる(プラン策定後追加)

- ・電力自給率^{*}は、平成22年度末と比べ4.2ポイント増加し、平成26年度末で31.0%となり、平成26年度末目標28.8%を達成した。(この自給率の算定基礎となる電力量を一般家庭等で消費する電力量と比較すると、平成22年度末は64.4%、平成26年度末は83.0%となる。)

^{*}電力自給率: 県内で発電した全電力を県内で消費された全電力で除した割合

○日本海沖メタンハイドレート調査促進事業

- ・国が行っている日本海沖メタンハイドレートの資源調査が進展する中、大学生、一般向けの公開講座や中高生向けの実験教室等による普及啓発を行うとともに、海洋調査実践や人材育成などを実施する寄附講座として、全国初のメタンハイドレート科学講座の開設に向けて鳥取大学と協定書を締結した。(平成28年度開設予定)

○とっとり次世代エネルギーパーク推進事業

- ・とっとり次世代エネルギーパークの中核施設である「とっとり自然環境館」(設置: 鳥取米子ソーラーパーク株式会社、管理: NPO法人エコパートナーとっとり)を再生可能エネルギーに関する環境学習の拠点として位置づけ、体験型のエネルギー教室の実施、再生可能エネルギーをテーマにした小学生対象の体験講座の開催等、再生可能エネルギーの恩恵を県民に認識していただく機会を提供するなど、エネルギーパークを活用した環境教育や環境保全活動を推進した。

II 【環境実践の展開】NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

【現状】

- ・TEAS(鳥取県版環境管理システム)については、市町村と連携して家庭での取組を推進し、平成26年度末で1,300件を認定し、平成26年度末目標の1,064件を達成した。TEAS制度を通じて、それぞれの組織に適した環境配慮活動、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)実践活動、法令遵守等に積極的、効果的かつ効率的に取り組むことができる体制づくりを推進している。
- ・平成26年度の県内全体のエネルギー使用量は、6,369万ギガジュールであり、平成22年度からの削減率の目標値5.4%を上回る9.9%削減を達成した。

○省エネ・節電の推進

- ・ライトダウンイベントや電気使用量の削減達成者に景品を進呈するキャンペーン等の普及啓発イベントを開催し、家庭での省エネ・節電行動を推進した。

○次世代自動車普及促進事業

- ・これまで充電インフラ整備が普及促進策の中心であったが、環境の取組が観光につながるように全国トップレベルのインフラ整備率を県内外に情報発信するプロジェクトとして、「鳥取岡山EVエコドライブグランプリ」、「EV女子旅モニターツアー」、「EV・PHVフェスティバルin鳥取」を実施し、全国に本県の取組を発信した。

○バイシクルタウン推進事業

- ・平成25年6月に策定した「鳥取県バイシクルタウン構想」の実現に向け、最大の課題である自転車愛好家を増やすため、自転車通勤チャレンジを継続実施したほか、子どもから大人まで楽しめる自転車イベント「温泉ライダーin三朝温泉」の開催等を行った。



III 【循環社会】環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

【現状】

- ・一般廃棄物の排出量は、長期的には減少傾向だが、近年若干増加している。一方リサイクル率は、着実に上昇している。(排出量は平成25年度が約21万トン(一人一日当たりに換算すると980グラム)。リサイクル率は平成22年度が24.7%で、平成25年度が26.1%)
- ・産業廃棄物の排出量は、平成19年度まで増加傾向で推移していたが、現在は57万トン前後の横ばいで推移している。一方リサイクル率は、廃プラスチックの燃料化が進んだこと等により順調に向上しており、全国平均(55%)と比較して高いレベル(76%前後)で推移している。

○Let's 4R実践拡大事業

- ・市町村等が推進する、地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルに向けた新たな取組や、民間団体が取り組む4R実践活動(生ごみの水切り・堆肥化、ミックスペーパーの分別等)への支援を行った。
- ・鳥取環境大学と連携した普及啓発活動や、食べ残し等による食品ロス削減の取組を実践する飲食店や宿泊施設等を「とっとり食べきり協力店」に登録し、連携した実践活動を展開した。

○廃棄物不法投棄対策強化事業

- ・廃棄物の不法投棄対策として、体制整備や監視活動、啓発を実施したほか、不法投棄重点警戒箇所の見直しや新設、不法投棄防止及び行為者特定のための監視カメラ等の移設など、不法投棄監視体制の強化を図った。

Ⅳ【安全・安心】安全で安心してくらせる生活環境の実現

【現状】

- ・三大河川（千代川、天神川、日野川）、海域については、概ね環境基準を達成しており、清浄な水環境が維持されている。
- ・生活排水処理人口普及率は、目標値（94.3%）に向けて着実に整備が進められているところである。（平成26年度末：91.4%）
- ・平成26年度は、光化学オキシダントと微小粒子状物質（PM2.5）を除いて大気汚染に係る環境基準は達成された。

○河川、海域の水質保全

- ・県内の河川・海域（海水浴場を含む。）等を常時監視し、水質の維持・保全及び異常時の原因究明を図るとともに、事業場等の立入検査を実施している。

○ととりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業

- ・平成25年4月に「ととりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」を施行し、県の「地下水研究プロジェクト」による流動解析や、事業者で構成する「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」による地下水位モニタリング等により、地下水が持続的に利用できるよう地下水環境保全の取組を進めた。

Ⅴ【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

【現状】

- ・県内三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）については、各種調査、浄化対策、普及啓発に係る事業等は概ね予定どおり進捗している。特に中海のCOD、全窒素及び全りんについては、現行の調査を開始した昭和59年以降の結果では良好な値となった。

○中海水質浄化対策推進

- ・平成26年度に策定した第6期水質保全計画では、水環境の親しみやすさや見た目の快適性を評価するわかりやすい指標の設定や地域特性を考慮した対策を新たに取入れた。

○未来に引き継ぐグリーンウェイブ「ともに育てる身近な緑づくり」事業

- ・全国都市緑化フェア、全国植樹祭等の成果を踏まえ、身近な自然にある草花を生活の中に取り入れる手法を普及・定着させるため、ととりの自然を活かしたガーデンデザインコンテストを開催するとともに、ナチュラル・スポットガーデンの整備を行った。

Ⅵ【景観・快適さ】美しい景観の保全とととりらしさを活かした街なみづくりの推進

【現状】

- ・地域の景観を生かしたまちづくり活動に取り組む団体をワークショップ、意見交換会等によりサポートし、住民主体によるまちづくり活動を推進した。
- ・個別に活動団体を訪問し、県の支援策等の情報提供等を行うことにより、登録団体数の増加につながった。（平成22年度末：48団体→平成26年度末：70団体）

○景観まちづくり活動団体サポート事業

- ・地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む団体に対して、意見交換会等により活動をサポートし、住民全体によるまちづくり活動を支援した。

○ととりの美しい街なみづくり事業

- ・美しい街なみ整備を促進するため、街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を実施する市町村に対して、所有者個人が負担する建築物の修景費用の一部を支援した。所有者個人が行う修景経費を支援することにより、民間建築物の外観修景が促進された。

2 トピックス

(1) 山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定

- ・平成22年10月に世界ジオパークネットワークへの加盟が認定された山陰海岸ジオパークは、4年ごとに実施される再認定審査に鳥取市西部地域のエリア拡大も含めて受検し、平成26年9月23日に再認定された。
- ・新しい自然の魅力の楽しみ方として、アウトドア雑誌「BE-PAL」とのタイアップにより、鳥取砂丘において「トレイル祭」を開催するなど、滞在型観光につながる可能性のあるロングトレイル^{*}の取組を重点的に行った。

※ロングトレイル：長い距離を楽しみながら歩く旅



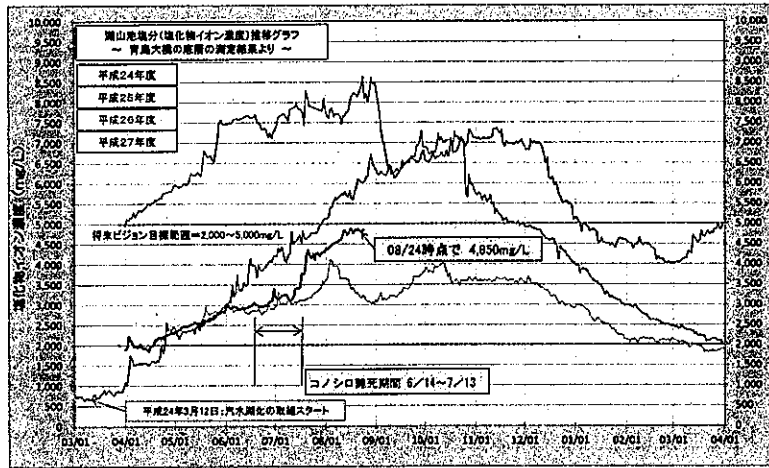
(2) 三徳山地域の大山隠岐国立公園への編入

- ・平成26年3月に大山隠岐国立公園に編入された三徳山地域について、三徳山ガイドブック、ガイドマップを作成するとともに、編入記念イベント「AKB48チーム8×三徳山」を開催するなど、三徳山の知名度向上を図った。(平成27年4月に三徳山・三朝温泉が日本遺産に全国で初認定)

8月27日(木)に今年度2回目の湖山池会議を開催し、現状報告と秋に向けた水質管理の方針等を協議したので、概要を報告します。

1 今夏の水質の状況報告

塩分濃度 (下グラフ参照)	<ul style="list-style-type: none"> 8月24日時点で塩分濃度は4,850mg/Lであり、将来ビジョンに定める上限5,000mg/Lに近づいている。 今後の降雨の状況等により5,000mg/Lを超過する可能性がある。
水質の動向 (汚濁度/COD等)	<ul style="list-style-type: none"> 今年は、大規模な赤潮等が発生しておらず、過去3年間で最も低めの数値で推移している。
溶存酸素	<ul style="list-style-type: none"> 湖山池内は、最深部を中心に水深3.5m以深の広範囲で貧酸素状態(3mg/L以下)になっている。 湖山川は、おおむね確保できている。(3mg/L以上)



(塩分濃度の推移と要因)

- 7月初旬までは3,000mg/L前後で推移。
- 7月中旬からは、気象条件(少雨、高潮位による逆流)及びコノシロ斃死への対応による緊急避難的な操作(水門の開度アップ)により上昇。
- 8月も少雨、高潮位による逆流の多発が継続。湖山川や浅場の溶存酸素を確保する最小限の開度とした水門操作を実施したものの上昇傾向で推移。

※穴道湖等でも過去に事例報告があるコノシロ特有の産卵期の疲弊に伴う斃死と推察

2 秋に向けた水質管理の方針

9月末までを水質管理の重点監視期間と位置付け、次のとおりの対応をしていくことを確認した。

- 貧酸素化による魚介類の斃死を避けるため、溶存酸素確保に配慮しつつ、塩分濃度をビジョンで定める5,000mg/L以下に抑えるよう、最小限の開度としたよりきめ細かな水門操作を継続する。
- 塩分濃度が5,000 mg/Lを超えると赤潮の発生等が懸念されるため水質調査等の監視を強化する。
- 今後、塩分濃度の上昇傾向が継続する場合は、緊急湖山池チーム長会議を開催し、機動的な対策を検討・実施する。

3 今後の対応(現状を踏まえての主な取組予定)

【新規】今夏の水質管理(コノシロのみ)の原因究明などの調査を進める。(H28年度着手)

【継続】水門改築を着実に進める。(H28年度本体着手予定)

【継続】環境モニタリングの継続と各種水質浄化対策等を着実に進める。

(参考)水門改築検討状況

操作性、経済性で有利な2段ゲートについて、検討を進めている。

	2段ゲート	フラップ付ゲート	倒伏ゲート
操作性	○ 各々の単独操作が可能で操作の自由度が高い	○ 親子扉、各々の操作が可能で操作の自由度が高い	× 下部が固定のため操作の自由度が低い
改築費	○ 既設門柱を利用でき安価	○ 既設門柱を利用でき安価	× 門柱を新設する必要があり高価
維持費	○ 構造が単純なため安価	× 構造が複雑なため高価	× 構造が複雑なため高価
総合	○	△	×

【コノシロ (WEB 図鑑より)】



- 小さいものから順に、「シンコ」「コハダ」「ナカズミ」「コノシロ」と呼び名が変わる。
- 大規模な回遊は行わず、内湾や汽水域に群れて生息する。
- 産卵期は6月から7月である。

4 その他

9月下旬開催予定の湖山池環境モニタリング委員会で各種モニタリング結果を報告し、今後の水質管理のより良い手法やモニタリング手法に対する意見を聴取し、次回の湖山池会議にて協議する予定。

不用品の放置等防止対策に関する検討状況について

平成27年 9月14日
循環型社会推進課

不用品の放置を端緒とした規模の大きな不法投棄が県内で発生している。これら有価取引されている使用済の物品（廃棄物に該当しないもの）に対しては、現行法で十分な対応ができないことから、県民の良好な生活環境を守るため、条例による防止対策を次のとおり検討している。

今後、議会、県民の意見を踏まえ、制定に向けた作業を進めていきたい。

1 県内の不用品回収・保管の実態

(1) 不用品回収保管箇所数の推移

区分	東部	中部	西部	計
平成23年	7	6	12	25
平成24年	4	5	15	24
平成25年	4	5	14	23
平成26年	4	6	18	28
平成27年	8	10	20	38

年により若干のバラツキはあるが、各地区ともに増加している。

(2) 放置が問題として顕在化した事例

①鳥取市佐治町の例

- ・不用品回収業者の回収行為をきっかけに回収対象外の冷蔵庫が持ち込まれるなど投棄物が増加。業者は持ち込まれたものを多数民地に放置したまま倒産、所在不明となり、その後不法投棄として問題化（→投棄者不明の廃棄物として公費で処理（H27.3））
（テレビ171台、冷蔵庫36台、廃プラ混合物4㎡）

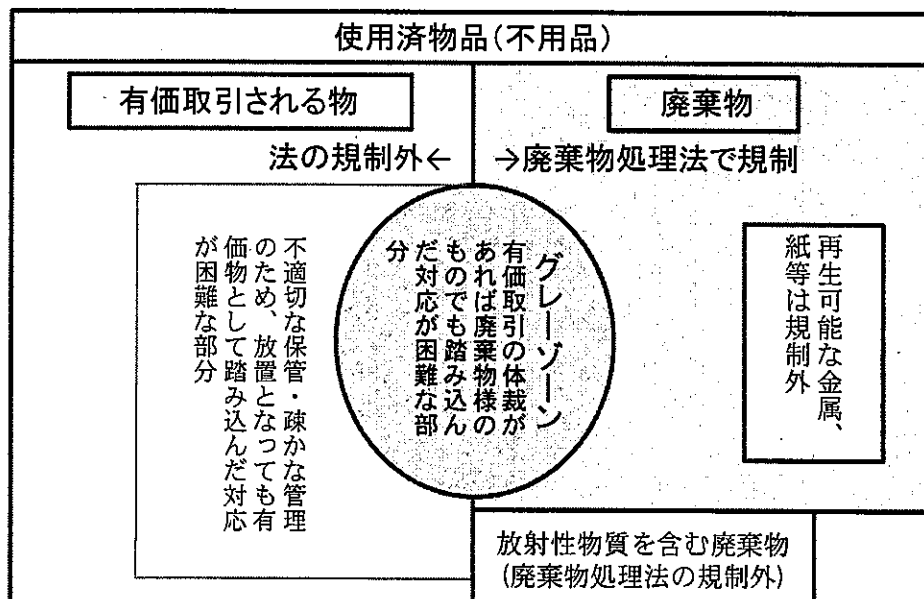
②米子市彦名町の例

- ・不用品回収業者による民地での使用済家電等の放置物を確認し、県から事業者へ撤去を指導するもののその後事業者が所在不明となり、そのまま放置状態となっている。なお、外部からの持ち込みで放置物が増加傾向にあることから、対策について米子市と協議している案件（冷蔵庫約10台、テレビ約20台ほか）

③鳥取市岩倉の放射性物質の例

- ・道路工事の際に発見されたコンクリート片等から由来不明の放射性物質を含む廃棄物の投棄事案があったが、法の谷間で権限、処理方法が不明であったことから、現場の保全措置をひとまず講じた上で、処理権限、処理方法の明確化を国に求めている案件

2 法規制の状況と対策の対象範囲の考え方



3 条例制定に向けた検討の方向性

(1) 目的

不用品（使用済物品）の放置（不法投棄）の未然防止に必要な事項を定めることで県民の良好な生活環境の保全に積極的に取り組む。

(2) 県・県民・事業者等の責務

県の責務	不適切な収集・保管行為の防止措置の実施
県民の責務	①使用済物品引渡時の業者確認 ②不適正業者発見時の県への通報
事業者の責務	①収集・保管物の品質劣化の防止（適切な管理） ②廃棄物収集・保管を誤認させるような広告の禁止 ③不法投棄の呼び水とならないような保管場所の適切な管理
土地所有者等の責務	土地所有者、占有者、管理者による放置防止のための適切な土地管理

(3) 対象とする不用品（使用済物品）の範囲

放置問題となっている使用済の家電製品をはじめ、現在条例で規制している使用済タイヤのほか、使用済の金属・プラスチック等混合素材製品や廃棄物処理法、原子炉等規制法等の規制が及ばない放射性物質を含む廃棄物を含め、範囲の詳細については各方面の意見を踏まえ今後具体化

(4) 禁止事項

上記の対象とする不用品（使用済物品）の放置を禁止

(5) 収集、保管行為の届出

不用品（使用済物品）の収集、保管行為については事前の届出を義務付け

（届出は、収集、保管物の内容、利用目的や設備の内容、放置予防策等の事業計画を内容とする方向で検討中）

※リサイクルショップ等については、届出対象外として整理すべきものと考えており、届出を要する不用品（使用済物品）の範囲、届出外とする行為の内容については、各方面の意見を踏まえ今後具体化

(6) 届出対象者に収集、保管行為の基準遵守を義務付け

遵守基準は、飛散、流出防止措置や保管場所での囲い設置及び届出内容の表示義務等とする方向で検討中

(7) 県の権限

- ・使用済物品等の放置の疑いのある場所への立入調査、関係者からの報告徴収
- ・収集、保管行為者への立入調査、報告徴収
- ・放置是正に関する指導、放置物の撤去命令
- ・無届出、基準違反行為への行為の中止、収集・保管物の撤去その他必要な措置の命令

(8) 罰則

措置命令違反並びに無届出、虚偽届出及び報告・立入検査の忌避には罰金又は過料を適用

(9) その他

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（平成13年10月施行）でタイヤの保管行為を規制していることから同条例の改廃の調整を行う。

4 今後のスケジュール

規制を含む内容であるので、県民・関係業界等の意見を踏まえて内容を詰め、早ければ11月議会での条例提案を検討中

全国都市緑化あいちフェア及び日比谷公園ガーデニングショーへの出展について

平成27年9月14日

緑豊かな自然課


民間団体等による自主的な緑化の取組を促すとともに、本県の自然を活かした庭園緑化の普及啓発を目的として、全国規模の緑化イベントへの出展を行うこととしたので、その概要を報告する。

本県の取り組みを全国に情報発信するとともに、制作者に緑を活かしたまちづくりの先進事例を提案いただくことで、今後、県民や民間団体等が主体的に取り組むきっかけづくりとする。

<催しの概要>

名称	第32回全国都市緑化あいちフェア	日比谷公園ガーデニングショー2015
主催	愛知県及び公益財団法人都市緑化機構	日比谷公園ガーデニングショー2015 実行委員会
会場 (所在地)	愛・地球博記念公園 (愛知県長久手市)	日比谷公園 (東京都千代田区)
会期	9月12日(土)～11月8日(日) 58日間	10月17日(土)～10月25日(日) 9日間
入場者数	目標100万人以上 (サテライト会場を含む)	13万人(2013年実績)

<鳥取県出展作品の概要>

作品のタイトル	晴れやか鳥取	まちなみをつくる庭『とっとりからはじめよう！ナチュラルガーデン』
デザインの説明	<ul style="list-style-type: none"> ・本県ならではの風景を庭園で再現し、山並み、里地、海浜、湖畔の4つのゾーンで表現。 ・一連の水の流れを身近に感じられる素朴な鳥取の風景を表現。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若桜宿内の「仮屋(かりや)」を日陰棚で表現。 <p>[仮屋：旧若桜街道沿いの家から道路につきだした庇のこと。昔はこれが続いており雪や雨の日でも傘をささずに通り抜けができた。]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若桜鉄道の古レールを柱に再利用。 ・鳥取の豊かな自然植生を表現。
		
規模	30㎡(5m×6m)	12㎡(3m×4m)
制作者 (委託先)	一般社団法人 鳥取県造園建設業協会	遠藤佳代子(八頭町在住) (平成26年度ととりの自然を活かした ガーデンデザインコンテスト大賞受賞者)

まちづくり関連3条例の一部改正について

平成27年9月14日
住まいまちづくり課・福祉保健課

1. 条例改正の背景

- 県内では、高速道路その他の道路整備やその周辺地域のインフラ整備が進む一方で、人口減少も進んでいることから、これからのまちづくりにおいては、障がいのある方や高齢者を含む全ての者の移動のしやすさ、利便性や安全性の向上が重要である。
 - ⇒ 市街化調整区域の立地制限について検討を加え、既存集落の居住環境を整える必要がある。
 - ⇒ 住民生活や地域活性化に影響を及ぼす店舗や飲食店等の集客施設を、インフラが一定程度整った既存人口集積地へ立地誘導する必要がある。
- 昨年度の全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の開催によりバリアフリーに係る機運が高まっており、また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、本県においても来年4月に第27回日本パラ陸上競技選手権大会の開催が決定している。
 - ⇒ 競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要性がさらに高まっている。
- 少子高齢化の進展を受けて、障がいのある方はもちろん、子育て世代、高齢者に対するきめ細かい配慮の必要性がさらに増している。
 - ⇒ 平成20年10月の全部改正から6年が経過した「鳥取県福祉のまちづくり条例」について、検討委員会において障がい者団体等の施設利用者、施設提供者及び建築関係団体等から出された意見を踏まえて、バリアフリー化基準を見直すなど、必要な改正について検討を進めている。

障がいのある方や高齢者を含む全ての県民が、住み慣れた地域社会の中で、さらに安全かつ豊かで住みやすいまちづくりを一体的に推進し、地域の活性化や活力を維持するため、まちづくり関連3条例を改正

- 地域のまちづくり、地域活性化の推進
 - ・鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例
 - ・鳥取県大規模集客施設立地誘導条例
- バリアフリー化による移動しやすいまちづくりの推進
 - ・鳥取県福祉のまちづくり条例

2 条例改正の主な内容

■ 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年3月鳥取県条例第6号）に係るもの

（条例趣旨）市街化調整区域における開発許可等の基準を定める（対象は県管轄の境港市、日吉津村）

(1)市街化調整区域にかかる開発許可基準等

…境港市、日吉津村、及び同じ米子境港都市計画区域で独自条例を持つ米子市の意見も踏まえ、見直し方針をまとめる。

※米子境港都市計画区域マスタープラン改定を受けて、米子市も規制見直しを検討中

○現時点で見直し検討事項にあがっているもの

⇒市街化促進の恐れがなく、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当として定める開発行為に係るもの

- ・分家住宅及び分家住宅以外の自己用住宅・兼用住宅の立地規制のあり方
- ・社会福祉施設の許可対象施設への追加

（従来、開発審査会審議対象であったが、審議事例が多く定型化 → 審議対象外へ）

■ 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年3月鳥取県条例第2号）に係るもの

（条例趣旨）高齢者、障がい者等が円滑に移動できるよう建築物のバリアフリー化に係る基準を規定（バリアフリー法に基づく上乗せ条例）

(2)適合義務対象となる建物規模の見直し

…障がい者等利用見込の高い用途について見直し、新築等建築物全体の適合率を向上（60%⇒70%）

① 主に公共設置となる施設は面積に関わらず全て適合を義務付け

学校（各種・専修学校除く）、劇場、集会場、行政事務所、博物館、美術館、体育館 等

- ② 義務付け面積が高く、対象施設数が少なかった施設について義務付け面積を引下げ
- ホテル、旅館……………1千㎡以上 ⇒ 200㎡以上かつ10室以上
 - 運動施設、展示場……………1千㎡以上 ⇒ 500㎡以上
 - 飲食店……………200㎡以上 ⇒ 100㎡以上
 - サービス業(クリーニング、レンタル等)……………500㎡以上 ⇒ 100㎡以上

(3) 障がいの種類等に応じた基準の見直し

…障がい者等の移動をさらに円滑にする環境づくり(要望項目の追加、見直し)

車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・〈新〉一定規模以上の施設の車いす使用者用駐車場に屋根設置を義務付け ・車いす対応エレベーターの設置面積基準の引下げ(2千㎡以上⇒1千㎡以上) ・ホテルの車いす使用者用客室の設置室数の拡大 (50室以上で1室⇒25室以上 200室以下…1/50以上、200室超…1/100+2室以上) ・トイレ内大人用ベッド設置対象用途の拡大、面積基準の引下げ (公共事務所等2千㎡以上⇒全て、物販店・ホテル等5千㎡以上⇒2千㎡以上 等) ・面積に関わらず、主要な玄関の段差解消等を義務付け(100㎡以上⇒全て)
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・〈新〉一定規模以上の施設の敷地内と道路の誘導ブロックとの接続を義務付け ・音声誘導装置の設置面積基準の引下げ (公共事務所等1千㎡以上⇒全て、物販店5千㎡以上⇒2千㎡以上 等)
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・〈新〉ホテル一般客室の一部に火災等を知らせる回転灯等の設置を義務付け ・〈新〉公共事務所に電光掲示板装置の設置を義務付け
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・〈新〉一定規模以上の公共事務所、物販店、ホテル等に休憩スペース設置義務付け ・〈新〉一般トイレの1カ所以上に洋式化を義務付け
子育てオストメイト	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の公共事務所、病院、物販店等で、多目的トイレとは別に一般トイレ内にオムツ替え設備、オストメイト対応設備の1カ所以上設置を義務付け

(4) 既存建築物利活用の際の適用基準他の見直し

…空き家、空き店舗等を再活用しやすい基準に見直し

- ① 既存建築物(200㎡以下)を用途変更し利活用する場合に一部基準の適用を緩和
トイレの大きさ、階段・廊下寸法、敷地内通路(スロープ等)等の対応困難なもの
- ② 工事期間中の代替として設置する仮設建築物(2千㎡以下)を義務付けから除外

(5) 競技場等に係る基準の追加

…オリンピック、パラリンピック開催に関連した新たな国指針の基準を取り込み

- 車いす使用者用客席の配置等に係る規定を追加(通路、階段、スロープ等は既存規定で対応可能)

■ 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年3月鳥取県条例第5号)に係るもの

(条例趣旨) 都市機能の流出・拡散を防ぐため、大規模店舗等を既成市街地に立地誘導する。

(6) 店舗、飲食店等の特定集客施設の立地誘導

…利便性向上、地域活性化の観点から、対象施設、適用除外区域等の規制を見直して規定。

- ① 対象施設を、生活に密着し全ての県民が利用する可能性のある「店舗、飲食店」に限定
- ② 市町村の地区計画において商業施設を誘導する地域とした地域は適用外とする
- ③ 届出6ヶ月経過後の手續未了案件の工事着手制限、勧告期限の見直し(異議申出案件への対応)

3 今後の予定

27年 9月～	バリアフリー関係パブリックコメント(約1ヶ月半)、関係団体等説明の実施
10月	開発許可・集客施設関係パブリックコメント(2週間程度)の実施
11月	11月議会条例改正案附議、施設整備マニュアル改訂案の提示
28年 1月	改正条例、改正規則の公布(周知期間3ヶ月)
2月～3月	改訂マニュアル発行 改正条例説明会の開催
4月	改正条例、改正規則の施行

